

## 西尾市都市計画審議会会議録

開催日時 令和8年5月29日（金）

午後2時30分～午後3時15分

場 所 西尾市役所2階 22会議室

議 題 議案第1号 西三河都市計画道路の変更（愛知県決定）について

出席委員 嶋田喜昭 松井晋一郎 中根志信 小林孝幸 荒川真吾

牧千恵子 朝岡市郎 手島とし子 中根静夫 畔柳伸充

欠席委員 齋藤種治 外山好一 村井由加子 磯貝剛 後藤俊治

事務局 都市整備部技監 大見敬一

都市計画課長 青山 光

都市計画課 課長補佐 筒井 広樹

技 師 小林栄基

技 師 三治 蒼

愛知県西三河建設事務所西尾支所建設課 課長補佐 加藤悟

技 師 牧千晶

公開の有無 公開

傍聴人数 なし

(開会) 午後2時30分

## 委員紹介

### 会長選任

- ・西尾市都市計画審議会運営要綱第2条第4項により、指名推薦。
- ・松井委員より嶋田委員を推薦、「異議なし」の発声あり。  
嶋田委員が会長に決定。
- ・西尾市都市計画審議会条例第4条第3項により、会長代理に朝岡委員を指名。

### 会長あいさつ

### 会議成立の報告

- ・審議会出席委員は15名中10名、西尾市都市計画審議会条例第5条第2項により、審議会は成立。

### 署名委員の指名

- ・西尾市都市計画審議会運営要綱第6条第1項により、小林委員、荒川委員を会議録署名委員に指名。

## 議題

### 1 西三河都市計画道路の変更（愛知県決定）について

(都市計画課より議案説明)

## 質疑

#### 【手島委員】

道幅を広げて自転車通行帯を整備することは安全面でも良いことだと思いますが、例えば安城市の新興住宅地では、自転車通行帯に色が塗られています。当該区間でもそういった配慮をする予定はありますか。

#### 【事務局】

自転車通行帯に色を塗ることはよくありますが、交通規制の関係にもなりますので、今後、公安委員会と協議しながら進めさせていただきます。

#### 【嶋田委員】

色を塗るのであれば、道路交通法上の自転車専用レーンとして位置付けたほうが良いと思いますので、ぜひ協議をお願いします。

#### 【手島委員】

車を運転する側としては色が塗ってあれば、ここは走ってはいけないという意識が生まれると思いますので、よろしくをお願いします。

#### 【荒川委員】

農地を買収する際に農地転用や地区除外申請が必要だが、例えば用地買収だけ

が先行され工事を2、3年後に行う場合、まず農地転用の申請がされ、その後2年間工事を行わないことにより耕作を続けられてしまう状況になります。土地改良区としては、農地転用した時点で農地ではないため耕作をしてほしくないという思いもありますので、こういった拡幅によって農地を削る場合、地権者には、まずもって農地転用の費用は地権者が払うものだという事、また工事が始まるまで耕作をしたいのであれば、農地転用の時期を見極めて提出いただかないといけないという事を用地買収の際に話をしていただいて、土地改良区や農業委員会とトラブルにならないように徹底をお願いしたいと思えます。

**【事務局】**

用地買収は地元の方にご協力いただき、用地を確保させていただくこととなりますが、工事の面積が集まらないと着手できないため、間が空いてしまうところをご承知いただきたいところです。ご指摘いただいた件については、事業者である愛知県西三河建設事務所西尾支所に申し伝えます。

**【嶋田委員】**

資料の9ページにもありますが、都市計画法第17条に基づく計画案の縦覧時の意見書の提出はありませんでした。都市計画法第16条に基づく地元説明会では、農地転用について意見はありませんでしたか。

**【事務局】**

地元説明会を令和7年1月23日に開催した際には、74名の出席がりましたが、工事の着手時期やスケジュールについて質問が主となっており、農地転用に関する質問は特にありませんでした。

**【荒川委員】**

この件は西尾土地改良区の財務課が担当していますので、よく調整いただいで進めていただきたいと思えます。

**【中根志信委員】**

安城一色線は何年も前から計画されていますが、なかなか進んでいないという認識です。今回こういった形で見直しを行うとのことですが、用地買収が進まないと思えます。先ほど、地元の方には用地買収にご協力いただいているという説明がありましたが、お答えできる範囲で、用地買収の見直しをお聞きしたい。用地買収が進まないと、何年も買収したけど耕作ができるという状況続くのでぜひとも見直しをお聞きしたいと思えます。

**【事務局】**

事業のスケジュールについては、地元説明会でも質問があったところです。今回都市計画変更の手続きを進めており、現在は設計段階になります。県としても引き続き用地買収を進めていきたいと考えています。ただ、事業の延長が長く、今回の都市計画変更も2km程度あるものですから、どこから着手するかも今後詰めながら進めていき、どこかの土地を買ってそのまま放置ということにならないよう進めていきたいと思っています。引き続き努力していきたいと思っております。

**【中根志信委員】**

ほ場整備等の事業の中で土地確保ができるということも地元から聞いていますので、用地買収は地元の理解を得て、比較的スムーズに進むという認識をされていますか。

**【事務局】**

今回の都市計画変更の区間の南側は農地が広がっていますが、国道23号線付近や南中根北交差点付近はかなり住宅が密集しております。一概に見通しが良いと言えるかは難しいところですが、努力していきたいと思っております。

**【中根志信委員】**

事業を進めるにあたっては用地買収が肝心だと思いますので、地元へ説明しながら必要な道路であることを理解していただき、協力していただけるように進めていただきたい。

**【嶋田委員】**

都市計画決定だけして、事業化まで時間がかかるという状況はあまり好ましくないなので、よろしくをお願いします。今回の変更は3路線あるが、事業化は段階ごとにしていく予定でしょうか。

**【事務局】**

基本的には、安城一色線のバイパス事業として進めていきますので、国道23号線の交差点も、西尾安城線の交差点もあわせて事業化する形を考えています。

**【荒川委員】**

今回の変更区間ではありませんが、南側のほ場整備を行っている区間について、上流側同様に拡幅する計画があるのでしょうか。8ページの右側がほ場整備のかかる箇所だと思いますが、現状のままの計画となっていますので、今後の見通しはどのようでしょうか。

**【事務局】**

今回の都市計画変更は名豊道路から都市計画道路西尾知多線の間の影響範囲ということで進めております。ここから先については矢作川を越える橋の計画を詰めてからと考えておりますので、いったんはここまでとさせていただきます、引き続き協議等を行いながら進めていきたいと思っております。

**【荒川委員】**

現在土地改良区において県道との交差部の工事を進めており、その幅員も変わってしまうと、現在の計画が頓挫してしまうので、お聞きしたところです。変わる可能性があるならば、今後詳細の打合せをしてほしいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

**【嶋田委員】**

8ページについて、計画変更する範囲が、交差点までや主要地方道までではなく中途半端な形になっていますが、どういう理由でしょうか。

**【事務局】**

今回の都市計画変更は、国道23号線から都市計画道路西尾知多線までの間となっており、西尾知多線との交差点の影響範囲までとしています。

**【中根志信委員】**

橋の影響によって高架がある等、計画によって用地買収の範囲が変わってくると推測できますが、それを踏まえたうえでここまでの計画変更なのか、特に関係なくここまでなのか、ご回答いただきたい。

**【事務局】**

矢作川にかかる橋の計画はありますが、その区間の都市計画変更はもう少し後になると思っています。事業としてはスケジュールがあればこのまま南の橋梁に向かって進めていく可能性もあり、タイミングによっては、暫定的に北側の市道で止めて次の機会とする可能性もあります。現時点では明確にお答えすることが難しいですが、県としては引き続き進めていきたいと考えております。

**【小林委員】**

3ページの変更内容というところで、これほど大規模な幅員変更を行うと当初想定していた事業費より拡大すると思われそうですし、全体のスケジュールに影響も出てくると思います。どのように試算しているのか、わかる範囲でお聞きしたい。

**【事務局】**

事業費について、具体的な数字をこの場で申し上げることが難しいですが、スケジュールに関しては、都市計画変更の手続きを終えた後、できるだけ早く事業説明をしたうえで用地買収に入りたいと考えています。しかし延長も長く、多くの事業費もかかるため、どれくらいの期間がかかるのか、明確にはお答えができません。

**【嶋田委員】**

7ページについて、②安城一色線交差点部（安城西尾インター交差点北側）は自転車歩行者道ですが、直進して①安城一色線一般部は自転車通行帯となっています。自転車通行帯は自動車と同じように車道の中で一方通行になります。自転車歩行者道は高幅員の歩道ですので、両方向から通行することになります。例えば、北側から進行方向右側の歩道を走ってきた自転車は、そのまま国道23号線を越えて南側に進むと自転車通行帯を逆走することになってしまいます。注意喚起等、事業を実施する際は注意していただきたいと思います。

**【事務局】**

いただいたご意見については持ち帰り、検討させていただきます。

**【嶋田委員】**

今回、電線共同溝の施設帯を確保し、自転車通行帯を設けるとのことだが、これは自転車ネットワークの路線に指定されたのか。また、計画は策定しているか。

**【事務局】**

西尾市の自転車ネットワーク計画は市街化区域の中のみで、市役所周辺しか具

体的な計画はないため、今回の変更は道路構造令に基づいて自転車通行帯を設置するものです。

その後に採決を行い、原案のとおり承認。

#### その他

西尾市における農地の面積について  
(都市計画課から説明)

(閉会) 午後3時15分